

## 指定工事事業者、主任技術者に対する 定期的研修の実施

水道法第25条の8及び同法施行規則第36条4号

**「給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修機会を確保するよう努めること。」**

- ① 指定を行う水道事業者からの研修ニーズ、主任技術者の技術・資質向上を図る面からの研修ニーズがあり、これらの課題・ニーズに応えた研修プログラムの企画が必要。
- ② 全国で統一的に研修実施。
- ③ その際に個々の水道事業者は工事事業者に対し、必要な事項を併せて周知。研修に合わせ、変更届等の提出を求めることで、届出等提出の徹底。
- ④ 研修により指定工事事業者、主任技術者の技術力向上。

## 指定工事事業者に関する情報を提供 (サービスリスト)

需用者から指定工事事業者に連絡しても連絡がつかない、修繕工事に対応していない、といった苦情が寄せられている。

**指定工事事業者に関する情報を提供し、需用者の便宜を図る。**

水道事業者のお客様サービス向上の観点から、指定工事事業者に関する情報提供のモデルを作成し、各水道事業体に対し工事事業者に係る情報を提供するノウハウを示すことで、需用者が必要とする情報を提供できる環境をつくる。また、工事事業者等の側からも消費者が必要とする情報を積極的に発信していくことが可能ではないか。

## 処分基準の整備

水道法25条の11において「水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。」と規定。

しかし、処分の考え方については、水道事業体により異なっている状況。

**処分に際し、あらかじめ処分基準を作成しておくことが義務づけられており、違反した指定工事事業者に対する統一的な考えに基づく処分基準の提示は有意義。また、指定給水装置工事事業者の健全な発展のためにも必要。**

水道事業体統一の処分基準や標準的な処分手順を提示することで、水道事業体が処分を実施する上での判断材料にする。なお、処分基準については各自治体の条例で定めるものであり、水道事業体を中心となり作成する必要がある。

## 広報活動の充実

需用者が給水装置を誤った方法で使用したり、接続した場合、水質汚染など重大な事故につながる危険があり、給水装置の適切な工事施工、及び維持管理は重要。しかし、給水装置の管理責任について需用者は十分に理解していないのが現状。

**水道法にも水道事業者の情報提供が義務付けられており、給水装置等について情報提供を行うこととしている。また、需用者の水道に対する信頼性確保のためにも、水道事業者から需用者へ必要な情報を発信していくことが重要である。**

給水装置の管理責任や給水装置工事指定工事事業者制度に関すること、また悪質商法に関する情報など、需要者に知っていただく必要がある情報を積極的に広報するため、先進的な水道事業体の例も参考にし、広報の方法、広報事項について検討する。また、工事事業者側からも消費者が必要とする情報を積極的に発信していくことが必要ではないか。